

警察署の課長以上の職にある者に専決させることができる事務について（例規通達）

平成26年 4 月11日

本部（警務）第30号

〔沿革〕 平成27年 3 月本部（警務）第12号、28年 3 月第13号、29年 3 月第13号、8 月第31号、31年 3 月第29号、令和 3 年 3 月第18号、5 年 3 月第23号、6 年 3 月第25号、7 年 3 月第28号改正

新潟県警察の事務の専決に関する訓令（平成26年本部訓令第13号）第 6 条の規定に基づく「署長の事務のうち、署長が署の課長以上の職にある者に専決させることができる事務」を、下記のとおり定め、平成26年 5 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 専決させることができる事務及び専決者

- (1) 署長の事務のうち、署長が署の課長以上の職にある者に専決させることができる事務は、別表の中欄に掲げる事務とし、専決できる者は、同表の右欄に表示する者とする。
- (2) 署長は、別表に掲げる事務以外の署長の事務であっても重要度がこれらに相当する事務と認められるものは、あらかじめ専決事項を指定することにより、署の課長以上の職にある者に専決させることができる。

2 留意事項

- (1) 別表中に専決者が複数指定されている場合は、このうちの下位の職にある者にも専決させることができる。
- (2) 専決者は、専決することができる事務であっても、特に命ぜられたもの、重要又は異例と認められるもの及び疑義のあるものについては、上司の決裁を受けること。